

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 保育課

不利益処分の内容	退所
根拠法令等及び条項	栃木市保育の利用に関する規則第5条
	根拠条項 栃木市保育の利用に関する規則第5条
	参考事項
設定等年月日	平成27年 3月 27日設定 令和 5年 4月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、保育児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 保護者が子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5に規定する事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 保育児童が他の児童に危害を加えるおそれがあり、かつ、矯正の見込みがないとき。</p> <p>(3) 保育の利用を必要としなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が保育の継続を不相当と認めたとき。</p>